

# 芦屋町こども計画策定のための調査

## 調査実施案

令和6年2月

芦 屋 町

## 目 次

1	こども計画の概要 .....	1
	（1）こども基本法の制定 .....	1
	（2）こども計画の概要 .....	2
2	実施内容 .....	5
	（1）教育・保育等のニーズ調査 .....	5
	（2）子どもの貧困に関する調査 .....	5
	（3）子ども・若者計画に関する調査.....	5

# 1 こども計画の概要

(※こども、子ども、子供の漢字の使用は、法律の用語、出典等に従っています。)

## (1) こども基本法の制定（令和5年4月1日施行）

### 1) 第一条 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### 2) 第十条 都道府県こども計画等（抜粋）

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 3) 第十一条 こども施策に対するこども等の意見の反映

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## (2) こども計画の概要

### 1) こども計画を構成する各種計画の必要な記載項目と対象年齢

・「こども計画」を構成する計画の根拠法、関連する大綱は次のようになります。

計画の名称	根拠法	●：大綱（計画期間） ●：福岡県計画（計画期間）
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条第2項	●子供・若者育成支援推進大綱（R3～R7、R5 中間評価） ●福岡県青少年健全育成総合計画＝福岡県青少年プラン（R4～R8）
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条第3項	●子どもの貧困対策に関する大綱 ●第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画（R3～R7）
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	●少子化社会対策大綱（R2～R6） ●第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（R2～R6）
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	●第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン（R2～R6）

### 2) こども計画を構成する各種計画の必要な記載項目と対象年齢

・各種計画に必要な記載項目及び子ども・若者の対象年齢を下表に示します。

計画の名称	必要な記載事項	対象年齢
子ども・若者計画	①教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策 ②子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備	0歳～39歳 (30～39歳はポスト青年期)
子どもの貧困対策推進計画	①教育の支援 ②生活の安定 ③保護者の就労支援 ④経済的支援等	0歳～18歳
次世代育成支援行動計画	①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	0歳～18歳
子ども・子育て支援事業計画	①幼児期の学校教育・保育の量の見込、提供体制確保の内容 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保	0歳～11歳

※赤枠：第2期芦屋町子ども・子育て支援事業計画に含まれる計画

## 【参考】

### ① こども計画の記載事項

・「こども大綱」（令和5年12月22日）では、下表に示す「こども施策に関する重要事項」が記載されています。これを踏まえた計画策定となります。

#### ■ こども施策に関する重要事項

凡例) **子ども・若者** : 子ども・若者計画  
**貧困対策計画** : 子どもの貧困対策計画  
**次世代育成支援** : 次世代育成支援行動計画  
**事業計画** : 子ども・子育て支援事業計画

項目	関係する計画	
<b>1. ライフステージに縦断的な重要事項</b>		
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	次世代育成支援	
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	次世代育成支援	
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	次世代育成支援 子ども・若者	
(4) こどもの貧困対策	貧困対策計画	
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	次世代育成支援 子ども・若者	
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	子ども・若者	
(7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	子ども・若者	
<b>2. ライフステージ別の重要事項</b>		
(1) こどもの 誕生前から 幼児期まで	① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	次世代育成支援 子ども・若者
	② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と「遊び」の充実	次世代育成支援 子ども・若者
(2) 学童期・ 思春期	① こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い公教育の再生等	次世代育成支援 子ども・若者
	② 居場所づくり	次世代育成支援 子ども・若者
	③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	次世代育成支援 子ども・若者
	④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	子ども・若者
	⑤ いじめ防止	次世代育成支援 子ども・若者
	⑥ 不登校のこどもの支援	子ども・若者
	⑦ 高校中退の予防、高校中退後の支援	子ども・若者
(3) 青年期	① 高等教育の就学支援、高等教育の充実	子ども・若者
	② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	子ども・若者
	③ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	子ども・若者
<b>3. 子育て当事者への支援に関する重要事項</b>		
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	貧困対策計画	
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	次世代育成支援 事業計画	
(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	次世代育成支援	
(4) ひとり親家庭への支援	貧困対策計画	

## ② 子ども・若者計画の概要

・子供・若者育成支援推進大綱の概要、本町に關係する施策を下表に示します。

子供・若者育成支援推進大綱の概要		本町に關係する施策 ●：關係事項
<b>1. 全ての子供・若者の健やかな育成</b>		
(1) 自己形成のための支援	① 日常生活能力の習得	●
	② 学力の向上	●
	③ 大学教育等の充実	
(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保	① 健康教育の推進と健康の確保・増進等	●
	② 子供・若者に関する相談体制の充実	●
	③ 被害防止等のための教育・啓発	●
(3) 若者の職業的自立、就労等支援	① 職業能力・意欲の習得	●
	② 就労等支援の充実	●
(4) 社会形成への参画支援		●
<b>2 困難を有する子供・若者やその家族の支援</b>		
(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実		●
(2) 困難な状況ごとの取組	① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等	●
	② 障がい等のある子供・若者の支援	●
	③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等	●
	④ 子供の貧困問題への対応	●
	⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援	●
(3) 子供・若者の被害防止・保護	① 児童虐待防止対策	●
	② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策	●
<b>3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援</b>		
(1) グローバル社会で活躍する人材の育成		●
(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成		
(3) 地域づくりで活躍する若者の応援		●
(4) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成		
(5) 社会貢献活動等に対する応援		
<b>4 子供・若者の成長のための社会環境の整備</b>		
(1) 家庭、学校及び地域の相互の關係の再構築	① 保護者等への積極的な支援	●
	② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働	●
	③ 地域全体で子供を育む環境づくり	●
	④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり	●
(2) 子育て支援等の充実		●
(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応		●
(4) 多様で柔軟な働き方の推進		●
(5) 子供・若者育成支援への投資の促進		
<b>5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援</b>		
(1) 新たな担い手の確保		●
(2) 地域における多様な担い手の養成・支援		●
(3) 専門性の高い人材の養成・確保・支援		●
(4) 情報通信技術を活用した担い手の支援		●

## 2 実施内容

### (1) 教育・保育等のニーズ調査

#### ■調査概要

- ・子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画に関するニーズを把握するために、①未就学児童の保護者、②小学生児童の保護者に調査を実施します。
- ・調査項目は前回（H31年実施）を基に、国の手引きを参考に設定します。また、子どもの貧困対策推進計画に関する項目は調査票⑤に含まれるため削除します。

#### ■調査対象者・対象者数・調査方法

調査票番号	対象者	対象者数	調査方法	
			配付	回収
①	未就学児童の保護者	約420人	郵送 (調査票にQRコード添付)	郵送 Web
②	小学生児童の保護者	約480人		

### (2) 子どもの貧困、子ども・若者計画に関する調査

#### ■調査概要

- ・子どもの生活の実態や健康状態、学習の状況、心理的状态等を把握するために、①小学5年生、②中学2年生の本人に、また、併せて保護者に調査を実施します。
- ・調査票は、子どもの貧困対策推進計画に必要な調査項目及び子ども・若者計画用の調査項目を設定します。

#### ■調査対象者・対象者数・調査方法

調査票番号	対象者	対象者数	調査方法	
			配付	回収
③	小学5年生本人	約120人	郵送 (調査票にQRコード添付)	郵送 Web
④	中学2年生本人	約120人		
⑤	③④の保護者	約240人		

### (3) 子ども・若者計画に関する調査

#### ■調査概要

- ・子ども・若者の生活の実態や健康状態、学習の状況、心理的状态等を把握するアンケートを実施します。
- ・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査」の調査項目を踏まえて作成します。

#### ■調査対象者・対象者数・調査方法

調査票番号	対象者	対象者数	調査方法	
			配付	回収
⑥	高校生世代 (15歳)～39歳	500人	調査依頼文書にQRコードを添付します。(調査票は同封しない。質問項目の一覧表)	Web